

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

東北農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

関東農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の都県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

北陸農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

東海農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

近畿農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の府県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

中国四国農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

九州農政局長 殿

農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴局管内の県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

沖縄総合事務局長 殿

農林水産省農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付で「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号農林水産省構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、沖縄県知事に対しては、当職から通知していることを申し添えます。

5 農振第 3208 号
令和 6 年 3 月 27 日

各都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長

「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」の一部改正について

令和 5 年の地方分権改革に関する「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年 3 月 27 日付けで「優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 409 号、経民発第 50 号、都計発第 89-2 号、住民企発第 22-2 号農林水産省構造改善局長、建設省建設経済局長、建設省都市局長、建設省住宅局長通知）を改正したところ、それに関連する「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について」（平成 10 年 7 月 15 日付け 10 構改 C 第 411 号農林水産省構造改善局長通知）を別添のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

(別添)

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について（平成10年7月15日付け農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>第1 優良田園住宅建設計画の認定</p> <p>(1)市町村の処理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運用通達の記の第1の2の<u>農村振興局長</u>が定める事項は次のとおりとする。 なお、市町村長が添付する書面は別紙様式に従って作成するものとする。 (削る。) (削る。) (削る。) ア～エ (略)</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>別紙様式</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第1 優良田園住宅建設計画の認定</p> <p>(1)市町村の処理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運用通達の記の第1の2の<u>構造改善局長</u>が定める事項は次のとおりとする。 なお、市町村長が添付する書面は別紙様式に従って作成するものとする。 ア <u>当該優良田園住宅建設計画に対する市町村の基本的考え方</u> イ <u>法第4条第3項各号に該当するものであると判断する理由</u> ウ <u>良好な居住環境の整備の方針</u> エ～キ (略)</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>別紙様式</p> <p><u>1. 当該優良田園住宅建設計画に対する市町村の基本的考え方</u> <u>提出された優良田園住宅建設計画について、市町村としての基本的な考え方を簡潔に記述する。特に、当該優良田園住宅の建設が当該市町村の活性化等を図る必要性から勘案して妥当と認められるものであることについて記述する。</u></p> <p><u>2. 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第3項各号に該当するものであると判断する理由</u> <u>法第4条第3項の各号ごとに記述する。</u></p> <p><u>3. 良好な居住環境の整備の方針</u> <u>提出された優良田園住宅建設計画の認定にあたり、当該計画区域及び周辺地域において市町村が良好な居住環境を整備する際の方針を簡潔に記述する。特に、既存集落住民との連携、地域活動の振興、地域の自然環境、伝統的・文化的資産等の維持について、市町村の指導、支援の方針を記述する。</u></p>

1. ~ 3. (略)

4. 添付図面

① (略)

② 土地基盤整備事業実施状況図（土地基盤整備事業の実施状況を明示した1万分の1程度の縮尺の図面）

3で記入した土地基盤整備事業の実施状況及び関係する施設等の用地を明示する。

4. ~ 6. (略)

7. 添付図面

① (略)

② 土地基盤整備事業実施状況図（土地基盤整備事業の実施状況を明示した1万分の1程度の縮尺の図面）

6で記入した土地基盤整備事業の実施状況及び関係する施設等の用地を明示する。

附 則

この通知は、令和6年3月27日から施行する。

10構改C第411号
平成10年7月15日
(最終改正 令和6年3月27日)

地方農政局長あて
沖縄総合事務局長あて
都道府県知事あて

(農林水産省) 構造改善局長

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化の留意事項について

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号。以下「法」という。）に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度等の運用については、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅建設計画に係る農業振興地域制度の運用及び農地転用許可事務の円滑化について」（平成10年7月15日付け10構改C第410号農林水産事務次官依命通達。以下「運用通達」という。）により通達されたところであるが、さらに、下記の事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

記

第1 優良田園住宅建設計画の認定

(1) 市町村の処理

- ① 市町村は、優良田園住宅（以下「田園住宅」という。）を建設しようとする者（以下「事業者」という。）から提出のあった優良田園住宅建設計画（以下「建設計画」という。）の認定に当たっては、法第4条第3項各号のいずれにも適合するものであることを確認するとともに、次の事項に留意するものとする。

ア 当該建設計画が当該地域の農業の振興方策等と調和が図られていると認められていること。

イ 農用地区域内において建設計画に係る土地の区域（以下「計画区域」という。）を選定しようとするときは、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- a 農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、農用地区域内に計画区域を選定することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えること

が困難であると認められること。

- b 当該計画区域に係る農用地利用計画の変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- c bに掲げるもののほか、当該計画区域に係る農用地利用計画の変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- d 当該計画区域に係る農用地利用計画の変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- e 当該計画区域に係る農用地利用計画の変更により、農用地区域内の農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- f 当該計画区域に、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第5項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する省令（平成10年農林水産省令第59号。以下「省令」という。）第1条各号に規定する土地が含まれている場合には、当該計画区域の選定が立地条件等によりやむを得ないと認められること。

なお、aの要件を満たしているかどうかを判断するに際して、農用地区域以外の土地において計画区域を選定することが困難であるなど、当該計画区域を選定する理由について、事業者から確認すること。

ウ 農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において計画区域が選定されている場合は、農用地の集団性の確保に配慮しつつ、土地利用の混在や周辺農用地の利用上の支障が生じないように留意されていると認められること。

エ 当該市町村の人口、産業の動向、農業生産の動向及び土地利用の動向等からみて、当該田園住宅の開発の規模が過大なものではないと認められること。

② 当該計画区域に、国の直轄、補助又は融資による土地基盤整備事業を実施中の地区（計画中のものを含む。）が含まれている場合には、当該事業の計画変更が可能な場合に限り認定できることとするので、市町村は、当該事業を実施中の地区が計画区域に含まれている場合には、都道府県土地改良事業担当部局等関係部局と十分調整するものとする。

③ 市町村は、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聞くものとし、必要に応じて農業協同組合、土地改良区（土地改良区連合を含む。）の意見を聞くものとする。

④ 運用通達の記の第1の2の農村振興局長が定める事項は次のとおりとする。

なお、市町村長が添付する書面は別紙様式に従って作成するものとする。

ア 優良田園住宅建設計画に係る土地の区域の現況地目別面積（うち農用地区域内の土地の現況地目別面積）

イ 優良田園住宅建設計画に係る土地の区域に農用地区域内の土地が含まれる場合にあってはその理由

ウ 優良田園住宅建設計画に係る土地の区域に係る土地基盤整備事業の実施状況（計画中のものを含む。）

エ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項（基盤法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により行う土地改良事業（同法第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。）の施行に係る区域内にある土地であつてその土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。）の存続期間（土地改良法第87条の3第1項の規定により都道府県が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合においては、農地中間管理機構（農地中間管理事業法第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）が委託を受けている農業の経営又は農作業に係る委託の期間を含む。）が満了していない土地の有無

(2) 都道府県知事の処理

① 都道府県知事は、市町村から協議文書の提出があつた場合には、農振担当部局に当該建設計画が当該市町村の農業の振興方策等と調和が図られていると認められていること、

(1) の①のイからエまでに係る留意事項に即していること等について十分検討させるとともに、農地転用担当部局に転用候補地の選定及び住宅敷地面積の規模の妥当性について十分検討させ、関係部局と必要な調整を行わせるものとする。

なお、住宅敷地面積の規模の妥当性については、田園住宅の敷地であるという特殊性から当該住宅の敷地面積の規模が、地域社会との調和の下に良好な居住環境の形成と農業振興に支障が生じないよう、居住者自らが当該住宅の敷地を良好に管理保全し得ると認められる敷地面積の規模であること等総合的に検討するものとする。

② 都道府県知事は、省令に該当し農林水産大臣に対する協議を要する場合その他(1)の②に該当する場合には、土地改良担当部局において十分検討させ、関係部局と必要な調整を行わせるものとする。

③ 都道府県知事は、法第4条第5項に基づき、農林水産大臣に協議を行う場合には、協議書に①及び②の検討・調整の結果を明らかにした書面を付して、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に送付するものとする。

④ 都道府県知事は、①による検討・調整の結果適当と認められるとき（法第4条第5項に基づき農林水産大臣との協議を要する場合にあっては、農林水産大臣から異議のない旨の回答があつたとき）は、市町村に対して回答するものとする。

(3) 地方農政局長の処理

① 地方農政局長は、都道府県知事から(2)の③による農林水産大臣への協議があつた場合は、農振担当部局において、(1)の①に係る留意事項に即していること、省令に該当するものがある場合にはその調整が十分行われていること等について、土地改良担当部局等を含めて十分検討・調整を行わせるとともに、農地転用担当部局に転用候補地の選定及び住宅敷地面積の規模の妥当性について検討を行わせ、農振担当部局と十分調整させるものとする。

② 地方農政局長は、①の検討を行うに当たっては、必要に応じて現地調査及び都道府県知事に対する指導等を行うものとする。

③ 地方農政局長は、①及び②を踏まえた上で、都道府県知事あて農林水産大臣の回答書を送付するものとし、都道府県知事の協議の申出書が到達してから3週間以内に行うことを標準とする。

第2 農業振興地域整備計画の変更の特例扱い

法第4条第4項及び第5項の協議が調い市町村の認定を受けた建設計画に従い法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第8条第2号に規定する土地に該当し、農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の規定に従い同法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地には含まれないこととなるので、当該優良田園住宅を建設しようとする場合には、直ちに農用地区域から除外するものとする。

第3 農地転用許可事務の円滑化

都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。）の長は法第4条第4項及び第5項の協議が調い市町村の認定を受けた建設計画に即して、農地法第4条第1項又は第5条第1項の農地転用許可申請書が提出されたときは、既に転用候補地及び住宅敷地規模の妥当性に係る判断を行っていることから、申請に係る事業計画、資金計画及び被害防除措置等を審査し、当該事業計画等にしがたって速やかに事業の用に供されることが確実と認められるかを判断することとし、事務の円滑な処理を行うものとする。

第4 その他

地方農政局長は、建設計画の認定及び変更に当たっては、農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調和が図られるよう、必要に応じ、都道府県知事及び市町村に助言するものとする。

別紙様式

1. 優良田園住宅建設計画の土地に係る区域の現況地目別面積 (単位：㎡)

農用地				混牧林地	左以外の山林原野	農業用施設用地	その他	合計
田	畑	採草放牧地	小計					
農用地区域								
農用地				混牧林地	左以外の山林原野	農業用施設用地	その他	合計
田	畑	採草放牧地	小計					

(注) 上段には優良田園住宅建設計画に係る土地の区域全体の面積を、下段には、農用地区域に係る面積を記入する。

2. 優良田園住宅建設計画の土地に係る区域に農用地区域内の土地が含まれる場合にあってはその理由

優良田園住宅の用地の全部又は一部を農用地区域内に選定しなければならない理由等について、第1の(1)の①のイのaからdの要件ごとに記述する。また、この場合において、dの要件を満たさないときには、その理由を記述する。

3. 土地基盤整備事業の実施状況 (単位：㎡、ha)

番号	事業名 (事業主体)	事業内容	受益面積 (全体受益面積)	事業年度	調整を要する事項

- (注) 1. 優良田園住宅建設計画に係る土地の区域に関する土地基盤整備事業について、事業完了のもの、事業実施中のもの及び事業計画中のものについて記載すること。
 2. 番号欄には、添付図面に土地基盤整備事業の実施状況を表すときの図面番号を記入すること。
 3. 優良田園住宅建設計画に係る土地の区域内の受益面積については㎡で記載するものとするが、全体受益面積についてはhaで差し支えない。

4. 添付図面

- ① 農用地区域変更予定図 (農業振興地域及び農用地区域の範囲並びに農用地区域の変更を予定する区域の範囲を明示した5千分の1程度の縮尺の図面)

優良田園住宅建設計画に係る土地の区域で農用地区域の変更を予定する区域を明示する。

- ② 土地基盤整備事業実施状況図（土地基盤整備事業の実施状況を明示した1万分の1程度の縮尺の図面）

3で記入した土地基盤整備事業の実施状況及び関係する施設等の用地を明示する。